

保護具の着用を忘れるべからず

現場内で作業を行う時や建設機械の「運転操作、点検整備作業」を行うときは、各種の保護具を着用して安全を確保してください。

注意

1. 建設機械の運転操作では基本的に保護帽（ヘルメット）安全靴、及び「高所作業では安全帯」を必ず着用し、安全を確保してください。
2. その他、作業内容によっては保護眼鏡、防塵マスク、防音保護具（耳栓）、保護手袋などの保護具を必ず着用してください。

※平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則が改正されたことにより『屋外』での粉じん作業（アーク溶接、岩石・鉱物の裁断等）に於いても防塵マスクの着用が義務付けられました。

